

平成26年度

工事番号 26-K213-20

県単河川改良工事

特記仕様書

平成26年10月

山本地域振興局建設部

特記仕様書

1. 共通仕様書の適用

本工事の施工にあたっては、「秋田県土木工事共通仕様書（平成26年4月以降適用）」（以下、「共通仕様書」という）に基づき実施しなければならない。

2. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 工事種別

本工事の工事種別は、機械器具設置工事とする。

第2編 材料編

第1章 一般事項

第1節 工事名標示板

- (1) 工事には、県産木材（間伐材等）を枠材に使用した工事名標示板を工事現場に2基設置しなければならない。
- (2) 請負者は工事名標示板の設置にあたっては、第三者等への安全を確保しなければならない。

第3編 土木工事共通編

第1章 総 則

第1節 段階確認

土木工事共通仕様書 第1編 共通編「1-1-26 監督職員による検査及び立会等」に基づき段階確認を行う工種に、次の工種を追加するものとする。

工 種	細 別	確認時期	確認項目
揚水機設備製作 据付工事	揚 水 機 付属設備	工場製作時	工場検査（材料、購入品、仮組寸法、塗膜厚、動作状況）
		据付中または完了時	据付高、据付寸法、配管資材規格、動作状況

第4編 取水施設編

第1章 設計仕様

第1節 設計仕様

(1) 揚水機設計諸元

- 1). 計画揚水量 15.18m³/min(0.253m³/sec)
- 2). 吸水位、配水槽水位及び実揚程

項 目	吸 水 位	計画吐出水位	全 揚 程
計 画	EL=10.813m	EL=17.370m	12.000m (実揚程 Ha=6.557m)

- 3). 使用水質：常温河川水
- 4). ポンプ仕様
 - 形 式：横軸両吸込形渦巻ポンプ
 - 口 径：350 mm
 - 台 数：1台
- 5). ポンプ材質
 - ケーシング：FC200 同等品以上
 - インペラ：BC 又は CAC 同等品以上
 - 主 軸：S35C 又は SUS403 同等品以上
 - ベース：SS 同等以上
- 6). ポンプ付属品
 - 共通ベース(ボルト、ナット付き)
 - カップリング(カバー付)

特記仕様書

圧力スイッチ
圧力計(ゲージコック、スタンド付)
速成計(ゲージコック、スタンド付)
分解工具(工具箱付)
予備部品(グラウンドパッキン)

7). 電 動 機

電動機形式：三相カゴ型誘導電動機
電動機出力：200V, 45kw(想定)
極 数：6P
外被構造：解放防滴保護型
絶縁種別：B種
機動方式：スターデルタ機動方式

8). 蝶 形 弁

形 式：手動蝶形弁
口 径：350mm
材 質：弁箱・弁体FC200以上 弁軸SUS403以上
フランジJIS10kタイプ以上

9). 逆 止 弁

形 式：短面間形逆止弁
口 径：350mm
材 質：弁箱・弁体FC200以上 弁軸SUS403以上
フランジJIS10kタイプ以上

10). 真空ポンプ

形 式：水封真空ポンプ
口 径：25mm
出 力：1.5kw程度(200v 50Hz)

11). 注水ポンプ

形 式：ノンクログ形羽根車ポンプ
口 径：50mm
出 力：0.75kw程度(200v 50Hz)

12). 可とう管

形 式：ゴム伸縮可とう管
口 径：350mm、偏芯量300mm(耐震)、フランジJIS10kタイプ以上

13). チェーンブロック

ギヤードトロリ・チェーンブロックW=1.5ton用 揚程4.0m
レール L=6.50m

14). 流量計

形 式：電磁式(記録可能形式)
口 径：350mm
受 信：ポンプ操作室内

特記仕様書

(2) 配管

本工事の施工範囲は、吸水槽の吸込ラップ管から建屋内の配管及び既設送水管への接続までの配管である。

1). 主配管

配管用炭素管(自)を使用するものとし、フランジはJIS10kタイプ以上とする。

2). 建屋止水

建屋壁並びにスラブ貫通部に設置する配管は止水のためスティフナを設置するため建屋業者と調整を図り配管すること。

3). 既設接続管

塩化ビニール管VU φ 350mmを使用し既設管との接合部に異種管継手を設置する。

(3) 電気設備

1). 電源

本機場に使用する電源は商用電源とし、次のとおりとする。

農事用電力(季節受電)交流三相3線式200V, 交流単相2線式100V,

標準周波数50Hz

2). 接地工事

D種接地工事とする。

3). ポンプ制御盤

形 式 : 屋内閉鎖自立型

定格電圧 : 200V

4). 引き込み柱

揚水機稼働のための電力供給を受けるため引込柱及び電線等を設置する。

電力柱は、河川改修により移設となることから揚水機建屋近辺に再設置されるものとして、建屋引き込みを配置する。

第2節 塗装仕様

(1) 一般事項

- ① 素地調整は1種ケレン（製品ブラスト）を原則とするが、製作完了後の溶接部分、損傷部分、焼け焦げ部分等の除去は2種ケレン以上とする。
- ② 塗装前に塗装面を充分清掃し、必要とする下地処理を完全に行うものとする。
- ③ 工場出荷は錆止めのみとし、地付、仕上塗装は現場据付完了後に行うものとする。但し、配電盤及び電動機等現場にて塗装が困難なものについては、工場出荷前に仕上塗装を施工するものとする。
- ④ 塗装色については色見本提出のうえ、監督職員の承諾を得るものとする。

(2) 塗装仕様

塗装仕様は原則として下表のとおりとする。

① ポンプ及び吸吐出管の屋内露出部

場 所	内 容	塗 料 等	塗 布 量	標準膜厚
工 場	素地調整	1種ケレン	—	—
	第1層	亜酸化鉛錆止ペイント	15kg	35 μ m
	第2層	合成樹脂調合ペイント 2種（中塗用）	14kg	30 μ m
現 場	第3層	合成樹脂調合ペイント 2種（上塗用）	12kg	25 μ m

② ポンプ及び吸吐管の接水部

場 所	内 容	塗 料 等	塗 布 量	標準膜厚
工 場	素地調整	1種ケレン	—	—
	第1層	液状エポキシ樹脂塗料	23kg	80 μ m
	第2層	液状エポキシ樹脂塗料	23kg	80 μ m

第3章 運搬・据付

第1節 一般事項

- (1) 請負者は、承諾された設計図書及び工場での検査記録をもとに、規定の許容差内に正確に据付しなければならない。
- (2) 据付に当たっては作業員の安全教育の徹底を図り、機材、足場、地盤の状態及び現場内の環境を点検し、人身事故並びに施設損傷等の絶無を期するとともに、保安設備標識を設け、第三者への防災にも万全の措置を講ずるものとする。

第2節 運搬

- (1) 請負者は、各設備、機器の現場搬入の方法、時期について、事前に監督職員に輸送計画書を提出し、十分打合せを行わなければならない。
- (2) 請負者は、各設備、機器の運搬過程において変形・破損が生じることのないように荷造りをしなければならない。
- (3) 輸送にあたっては交通安全に留意し、関係法規を遵守しなければならない。

第3節 据付工事

(1) 機械設備

- 1). ポンプ設備の据付は、あらかじめ設置構造物の位置、寸法、高さ等を計測し、据付基準線を定め所定の位置に水平、鉛直の芯出しを行いアンカーボルト等により、確実に取り付けるものとする。
また、ポンプ基礎コンクリート等については、機器配置及び建屋工事と整合を図ること。また、配管材等が建屋地中梁や吸水槽に設置されるため建築工事及び土木工事業者と調整及び整合を図り工事に支障が及ぼさないよう留意すること。
- 2). 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。
- 3). 現場施工で完成後の出来形確認が困難な箇所については、あらかじめ監督職員の確認を受けてから次の工程に移るものとする。
- 4). 機器の配置は、操作及び点検が容易なように配置するものとする。
- 5). チェーンブロックのレール取付は建屋側で行うものとするが資材は本工事で準備するものであるため、使用資材等について事前に建屋施工業者に連絡・調整を図るものとする。

(2) 電気設備

- 1). 電気設備の据付に当たっては、機器及び機能、形状及び現場条件に応じた適切な耐震施工を施さなければならない。
- 2). 電気設備を固定する取付ボルト、アンカーボルト等については、各機器及び

装置に作用する水平力、鉛直力に応じた適切なボルトを選定しなければならない。

- 3). 機場内外の配線等は本工事とする。
- 4). 電気設備技術基準に基づき接地設備を設けるものとする。
- 5). 電気工事に係る許認可等の諸手続きの代行は、本工事に含む。

第5章 提出図書

第1節 承諾図書

請負者は、契約締結後、監督職員が指定する期日まで、次の承諾図書を事前に提出し、承諾を得なければならない。

- (1) 製作仕様書
 - ① 機器製作、機械単体品、購入品等の規格・重量
 - ② 自社製品以外のリスト、メーカー、仕様、試験成績表
 - ③ 水理計算書、構造計算書及び材料計算書
- (2) 施工計画書
- (3) その他必要な図書

第2節 完成図書

請負者は、工事完了後に次に示す図書を一括ファイルして完成図書として2部、提出しなければならない。

- (1) 製作仕様書
- (2) 据付仕様書
- (3) 取扱説明書及び保守要領書
- (4) その他監督職員の指示した図書

第6章 試験及び検査

第1節 一般事項

- (1) 試験及び検査は、設計図書及び承諾図書により実施するものとする。なお、諸試験を行うに当たっては、あらかじめ試験実施要領等を作成し、監督職員と打合せのうえ実施するものとする。
- (2) 試験、検査に要する費用については請負者の負担とする。

第2節 現場検査

現場据付時において、必要な検査がある場合には、事前に監督職員と打合せの上実施する。

現場説明書（条件明示）

工事の実施にあたっては、秋田県土木工事共通仕様書、同施工管理基準・品質管理基準及びその他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とします。なお、明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約事項の関連する条項に基づき、受発注者間において協議できるものとします。

第1編 共通編 第1章 総則

項 目 (節)	内 容		
1 近接工事調整	<input checked="" type="radio"/>	ない	・調整対象工事なし
	<input type="radio"/>	ある	
2 積算基準	<p>(1) 参考図書 設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。</p> <p>(2) 積算基準等 工事費の積算は、以下の積算基準に基づき実施しています。</p> <p>①土木工事標準積算基準書〔共通編〕(平成26年10月1日以降適用)秋田県建設部 ②土木工事標準積算基準書〔電気通信編〕(平成26年10月1日以降適用)秋田県建設部 ③土木工事標準積算基準書〔機械編〕(平成26年10月1日以降適用)秋田県建設部 ④土木工事標準積算基準書〔参考資料〕(平成26年10月1日以降適用)秋田県建設部</p>		

第2編 現場説明事項 第1章 条件明示

1 工程関係																			
(1) 関連工事による施工時期の調整	<input type="radio"/>	ない																	
	<input checked="" type="radio"/>	ある	<p>・ 次の工事の施工に伴い本工事の工程が影響を受けますので、施工時期等の調整を実施してください。なお、調整の結果、作業工程等に変更が生じた場合は、別途協議します</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">工事番号 工事名</th> <th style="width: 30%;">工事内容</th> <th style="width: 40%;">影響を受ける時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26-KB55-10 河川改修工事</td> <td>取水施設</td> <td>H26.10月～H27.3月</td> </tr> <tr> <td>26-K213-10 県単河川改良工事</td> <td>揚水機場建屋</td> <td>H26.11月～H27.3月</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の時期について請負業者と調整が必要です。</p>	工事番号 工事名	工事内容	影響を受ける時期	26-KB55-10 河川改修工事	取水施設	H26.10月～H27.3月	26-K213-10 県単河川改良工事	揚水機場建屋	H26.11月～H27.3月							
工事番号 工事名	工事内容	影響を受ける時期																	
26-KB55-10 河川改修工事	取水施設	H26.10月～H27.3月																	
26-K213-10 県単河川改良工事	揚水機場建屋	H26.11月～H27.3月																	
(2) 施工時期、時間及び施工方法の制限	<input type="radio"/>	ない	・制限なし																
	<input checked="" type="radio"/>	ある	<p>・ 本工事の作業時期及び時間帯等は、下表に示すとおりです。 なお、受注者は関係機関等との調整の結果、施工時期、作業時間帯等に変更が生じた場合は別途協議します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 40%;">工種又は種別・細別</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">時間帯</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">期 間</th> <th rowspan="2" style="width: 25%;">施 工 方 法</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">作業開始</th> <th style="width: 10%;">作業終了</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取水ポンプ据付</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>H27.3月下旬まで完成</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	工種又は種別・細別	時間帯		期 間	施 工 方 法	作業開始	作業終了	取水ポンプ据付	—	—	H27.3月下旬まで完成	制限なし				
工種又は種別・細別	時間帯		期 間		施 工 方 法														
	作業開始	作業終了																	
取水ポンプ据付	—	—	H27.3月下旬まで完成	制限なし															
(3) 関係機関、自治体等との協議	<input type="radio"/>	ない	・協議なし																
	<input checked="" type="radio"/>	ある	<p>・ 関係機関等との協議状況は次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">関係機関</th> <th style="width: 30%;">協議内容</th> <th style="width: 40%;">協議成立見込時期 (予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>能代北部土地改良区</td> <td>揚水機等</td> <td>H25年度協議済み</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	協議内容	協議成立見込時期 (予定)	能代北部土地改良区	揚水機等	H25年度協議済み										
関係機関	協議内容	協議成立見込時期 (予定)																	
能代北部土地改良区	揚水機等	H25年度協議済み																	
(4) 関係機関、自治体等との協議結果による条件	<input type="radio"/>	ない	・条件なし																
	<input checked="" type="radio"/>	ある	<p>・ 関係機関等との協議結果及び条件は次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">影響事項</th> <th style="width: 30%;">協議結果</th> <th style="width: 40%;">施工条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取水ポンプ</td> <td>用水の使用時期がH27.4月下旬 4月中旬までに取水確認</td> <td>H27.3月下旬まで完成 完成後の流下確認立会</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	影響事項	協議結果	施工条件等	取水ポンプ	用水の使用時期がH27.4月下旬 4月中旬までに取水確認	H27.3月下旬まで完成 完成後の流下確認立会										
影響事項	協議結果	施工条件等																	
取水ポンプ	用水の使用時期がH27.4月下旬 4月中旬までに取水確認	H27.3月下旬まで完成 完成後の流下確認立会																	

2 用地関係										
(1) 工事用地等の制限	<input checked="" type="radio"/>	ない	・制限なし							
	<input type="radio"/>	ある								
			<table border="1"> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>							
(2) 官有地(民有地)の使用	<input checked="" type="radio"/>	ない	・使用なし							
	<input type="radio"/>	ある								
			<table border="1"> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>							
3 公害関係										
(1) 公害防止のための制限 (低騒音型建設機械等)	<input checked="" type="radio"/>	ない	・制限なし							
	<input type="radio"/>	ある								
			<table border="1"> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>							
(2) 事業損失防止に係る調査	<input checked="" type="radio"/>	ない	・事前・事後調査なし							
	<input type="radio"/>	ある								
			<table border="1"> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>							
(3) 第三者に及ぼした損害 【共通事項】	<p>1) 受注者は工事を施工するにあたり、第三者に及ぼす損害を可能な限り防止するため、最善の努力を払い適切な処置を講じなければならない。</p> <p>2) 受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた工事損害補償については、受注者が負担する。(契約事項第28条)</p> <p>3) 受注者は第三者に及ぼした損害に係る処理にあたっては、発注者と協議を行うとともに公正かつ迅速な処理に努めなければならない。</p> <p>4) 工事の施工に伴い、周辺地盤等に変状をきたす恐れがある場合は、建築基礎等の定点観測を行うものとし、その内容については発注者と協議するものとする。</p>									

4 安全対策関係											
(1) 交通安全に関する事項 【交通誘導員の計上】	<input checked="" type="radio"/>	ない	・計上なし								
	<input type="radio"/>	ある									
(2) 土砂崩落、落石等の防護に関する事項	<input checked="" type="radio"/>	ない	・対象なし								
	<input type="radio"/>	ある									
			<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>								
(3) 発破作業に関する事項	<input checked="" type="radio"/>	ない	・対象なし								
	<input type="radio"/>	ある									
5 工事用道路関係											
(1) 一般道路の搬入路指定及び制限	<input checked="" type="radio"/>	ない	・指定なし								
	<input type="radio"/>	ある									
			<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>								
(2) 仮設道路の設置	<input checked="" type="radio"/>	ない	・設置なし								
	<input type="radio"/>	ある									
			<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>								
6 仮設備関係											
(1) 仮設備の指定	<input checked="" type="radio"/>	ない	・指定なし（任意仮設）								
			<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>								
<input type="radio"/>	ある										
(2) 仮設備の引渡・引継	<input checked="" type="radio"/>	ない	・引継・引渡なし								
	<input type="radio"/>	ある									
			<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>								

7 工事支障物件関係																																								
(1) 占用支障物件の有無	<input checked="" type="radio"/>	ない	・占用支障物件なし																																					
	<input type="radio"/>	ある																																						
			<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																																					
(2) 占用物件との重複施工	<input checked="" type="radio"/>	ない	・重複施工なし																																					
	<input type="radio"/>	ある																																						
			<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																																					
8 特定建設資材の分別解体等・再資源化等																																								
(1) 建設リサイクル法の対象工事	<input type="radio"/>	ない	・適用なし																																					
	<input checked="" type="radio"/>	ある	<p>・本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難しい場合は、別途協議します。</p> <p>①分別解体等の方法 条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①仮設</td> <td>仮設工事 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input checked="" type="checkbox"/>手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>②土工</td> <td>土工事 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>③基礎</td> <td>基礎工事 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>④本体構造</td> <td>本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input checked="" type="checkbox"/>手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td> <td>本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>⑥その他 ()</td> <td>その他の工事 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 作業内容は、工事としての有無を記入する。 ※2 分別解体等の方法には、積算上計上している方法を記入する。(流木・伐採木も含む) ※3 「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。</p> <p>②再資源化等をする施設の名称及び所在地 下記は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定建設資材 廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>運搬距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>③受入時間 ・〇〇処分場： △△時△△分～□□時□□分 ・〇〇処分場： △△時△△分～□□時□□分</p> <p>④その他 ()</p>	工程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業	特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離												
	工程	作業内容	分別解体等の方法																																					
①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業																																						
②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業																																						
③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業																																						
④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業																																						
⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業																																						
⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業																																						
特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																																					
			<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																																					
(2) 建設副産物の排出 (特定建設資材以外又は 請負額500万円未満の工事)	<input checked="" type="radio"/>	ない	・現場外搬出しなし																																					
	<input type="radio"/>	ある																																						
			<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																																					

9 薬液注入関係						
(1) 薬液注入の施工	<input checked="" type="radio"/>	ない	・施工なし			
	<input type="radio"/>	ある				
10 その他						
(1) 工事現場発生品の処理 (工事現場再利用品)	<input checked="" type="radio"/>	ない	・発生品又は再利用品なし			
	<input type="radio"/>	ある	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			
(2) その他条件	<input type="radio"/>	ない	・条件なし			
	<input checked="" type="radio"/>	ある	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の条件は次のとおりです。 ・ 施工にあたり関係機関（能代北部土地改良区）と連絡調整を図るものとする。 ・ 当該施設は、完成後、能代北部土地改良区が維持管理等を行う予定である。 施設の使用方法や維持管理方法等についてマニュアルを準備し、取水確認の際に説明を行うものとする。 ・ 揚排水ポンプ設備製作については、最低制限価格算定時に全額直接製作費として算定を行います。 			